

徳島県告示第二百八十号

平成二年徳島県告示第八百七十八号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月一日から施行する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三二〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三一円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一一元
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三四二円